

福島県立大野病院加藤医師に無罪判決

日本産婦人科医会徳島支部
支部長 三谷 弘

平成 20 年 8 月 20 日、福島地裁は、加藤克彦医師に対し、無罪判決を言い渡した。

思い起こせば、本件は平成 16 年 12 月 17 日、前置胎盤の為、帝王切開術施行、癒着胎盤剥離に伴う産婦の失血死により、平成 18 年 2 月に執刀医が業務上過失致死罪と医師法 21 条に規定する異常死の届出義務違反の容疑で逮捕、勾留、その後起訴されたものであります。

本件は、不幸な医療事故が発生してから、1 年以上が経過し、その間地域の周産期医療を担い続けてきた医師が、逃亡や証拠隠滅の恐れは全くないにもかかわらず、突然逮捕、勾留され、そして直後に起訴されるという極めて不当な事例である事、又、産婦人科の専門医が判断すれば、通常の医療行為の結果、不幸にして救命できなかった事例であり、刑事罰の対象になりえない事であるにもかかわらず、刑事司法の判断によって医師の過失が重大であるとされた事の理由から、産婦人科医だけでなく、医療界全体に、又社会に大きな衝撃を与えました。

そこで早速私共産婦人科医会徳島県支部、日本産科婦人科学会徳島地方部会は抗議の声明を出すと共に「加藤克彦先生を支える徳島県産婦人科医の会」を結成し募金を募り送金致しましたが、当時の徳島市医師会会長の川島周先生も賛同下さり、徳島市医師会常任理事会、代議員会を始め県医師会でも御支援を賜りました。

(徳島産婦人科医報第 39 号・徳島県医師会報第 420 号)

本日の結果を迎えられましたのも物心両面での先生方の御支援の賜物であります。

まずはここに厚く御礼を申し上げますと共に、ご報告をさせて頂きました。

今後は、今回の裁判による医療現場の混乱を一日も早く収束するよう、検察庁が控訴しないことを強く望むと共に、産科をはじめ、多くの領域における昨今の萎縮医療の進行に歯止めのかかる様な原因究明と再発防止に向けた取り組みを法制化し、医療の管理を今迄の様に刑事司法が行うのではなく、専門家集団である医師が行うシステムの構築がなされる事を切に願うものであります。

平成 20 年 8 月 20 日